

令和8年度「県産品デジタルプロモーション事業」企画運営業務仕様書

第1 業務の目的

県産品の認知度向上とブランド化を図るため、SNS等のデジタルメディアを活用して効果的な情報発信を行うもの。

第2 業務内容

1 業務名：令和8年度「県産品デジタルプロモーション事業」企画運営業務

2 業務内容

香川県産品の魅力を発信する Instagram アカウント「LOVE さぬきさん (@kagawa_kensanpin)」への誘引を最大化し、フォロワー獲得および認知度向上を図るため、SNS 広告を活用したプレゼントキャンペーンを実施するもの。

各種配信には必ず県産品ポータルサイト「LOVE さぬきさん（『かがわの食』Happy プロジェクト）サイト含む）」もしくは、公式 SNS への誘導を図る工夫を施すこと。

※ポータルサイトや SNS については第6を参照

(1) キャンペーン企画・制作業務

- ・「LOVE さぬきさん」アカウントのフォローや、指定するハッシュタグをつけての投稿など Instagram の特長を活かした参加条件を設定し、「口コミ」のようにユーザーが参加しやすい形で香川県産品の魅力を発信・拡散させるキャンペーンを企画すること。
- ・より広く周知し魅力が伝わる効果的なハッシュタグやキャンペーン名称を提案すること。
- ・キャンペーンの告知および SNS 広告出稿用のバナーデザインを制作すること。

(2) SNS 広告運用・情報発信業務

より多くの人にキャンペーン情報が届き、参加を促すため、制作したバナーを活用して SNS 広告（Instagram 広告等）を配信・運用すること。その際、ターゲティングを行った上で、目的に応じた最適なメディア、配信方法・回数を選択すること。

(3) キャンペーン事務局・進行管理業務

① 進行管理および抽選作業

- ・キャンペーン期間中の全体進行管理を行うとともに、参加者の集計および厳正なる抽選作業を行うこと。
- ・参加者が「LOVE さぬきさん」アカウントをフォローしているか等、抽選にあたり必要な確認事務を行うこと。

②抽選商品の手配および発送

- ・当選連絡に必要な文案の作成、発送先情報収集用フォームの作成その他必要な支援を行うこと。
- ・当選者へのプレゼントとして香川県産品等の抽選商品を手配し、梱包・発送事務一式を行うこと。
- ・商品代および発送費の予算は 50,000 円程度（委託契約額に含むこと）とし、商品の詳細については別途協議のうえ決定すること。

(4) 報告書作成業務

業務完了後、下記のことが確認できる報告書を作成し、提出すること。

- ①キャンペーンの効果・成果について（キャンペーンの参加件数、フォロワー増加数の実績、SNS 広告の配信結果<リーチ数、クリック数等のレポート作成含む>など）
- ②抽選・景品発送記録について（当選者数、抽選方法、景品内容、発送日、発送方法、発送件数等が確認できるもの）

第3 企画提案書の内容

「令和8年度『県産品デジタルプロモーション事業』企画運営業務」企画競争審査会の審査員が、具体的なイメージを掴むことができるよう、できる限り具体的に記載すること。また、下記の項目ごとに区分して企画書を制作すること。なお、提案内容が下記1、2の各項目と合致しないもしくははもれている場合、当業務企画競争に参加資格がないと判断することがある。

1 企画提案書

(1) 技術力・実施体制

- ・事業実施体制（社名無しの6部には名前を入れず、人数や組織図のみ記入）
- ・県やその他官公庁において、当業務と類似した業務の実績を記載すること。

(2) 企画コンセプト

(3) 実施スケジュール

(4) プロモーション内容について

具体的なプロモーションを下記の項目ごとに記載すること。

- ・キャンペーン内容（ハッシュタグやキャンペーン名称を含む）
- ・バナービジュアル案
- ・SNS 広告（メディア、配信方法、回数など）
- ・新規フォロワー数等の目標値
- ・その他（その他効果的なプロモーションや工夫等）

(5) キャンペーン事務局進行管理について

- ・進行管理および抽選作業
- ・抽選商品の手配・発送

(6) その他特記事項

提案に関し、特に強調しておくべき事項があれば記載すること。

2 事業経費

- (1) 提案内容に対し、適切な経費を見積ること。
- (2) 1 - (4) の内容を、経費区分して見積ること。

第4 企画提案書作成上の留意点

- 1 企画書は、A4判（縦置・横置、縦書・横書は自由）とし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。
- 2 A4判を超える既存資料等を添付資料として使用する場合は、3つ折にすること。
- 3 記載内容は原則企画書本体（以下「本体」という。）に記載するが、詳細事項など本体に記載しきれない場合は、「別紙」により説明すること。この場合、基本的事項を本体の項目欄に記載した上で、「詳細は別紙1を参照」と記載し、当該別紙の右上に「別紙1」と記載すること。別紙は本体の後に、番号順に添付すること。
- 4 企画提案書のページ数は、表紙及び別紙で添付する詳細資料も含めて30ページ以内とすること。

第5 業務の適正な実施に関する事項

- 1 受託者は、受託者が行う委託業務については、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- 2 受託者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、香川県個人情報保護条例（令和4年香川県条例第30号）等に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- 3 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務の履行目的以外に利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

第6 対象ウェブサイト・SNS アカウント

- 県産品ポータルサイト「LOVE さぬきさん」
<https://www.kensanpin.org/>
- 「かがわの食 Happy プロジェクト」
<https://www.kensanpin.org/umaimon/>
- 公式 SNS

- ・ Instagram 「香川県産品ポータル LOVE さぬきさん」
https://www.instagram.com/kagawa_kensanpin/
- ・ X 「香川県産品ポータル LOVE さぬきさん」
<https://twitter.com/kagawakensanpin/>
- ・ Facebook 「香川県産品ポータル LOVE さぬきさん」
<https://www.facebook.com/kensanpin>

第7 制作物の著作権及び著作者人格権について

- 1 制作物の全ての著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）は、一般財団法人かがわ県産品振興機構（以下「機構」という。）又は機構が指定する者に帰属するものとし、機構は必要に応じて制作物を機構が認める第 3 者に提供できるものとする。
- 2 受託者は、機構に制作物のデータ等を提出するものとし、他人に著作権のあるものを使用する場合は、著作権者の承諾を得て使用し、その旨を機構に報告するものとする。
- 3 制作したコンテンツについては、制作業務の委託期間に関わらず、追加費用無しで機構が無制限で PR に使用できるものとする。
- 4 制作したコンテンツは、機構は媒体を問わず使用できるものとする。

第8 その他

- 1 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度機構と協議すること。
- 2 当業務に係るデザインやコメント、画像等に関する一切の著作権は、機構に帰属するものとする。
- 3 受託者は、機構から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- 4 受託者は、機構と常に協議しながら業務を進めるものとし、当初の提案から変更や新たな要望が生じることをあらかじめ了承し、契約金額に支障をきたさない範囲で弾力的な対応をとること。
- 5 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。